

(最新情報) キルギス入国に必要な要件について
(12 歳以下のお子様について)

令和4年4月12日

●キルギス政府が現在定める入国要件は、以下のとおりです。

- 1 外国籍及び無国籍の方は、(検体採取日時より起算して) 入国72時間以内に実施されたPCR検査結果(※1)、もしくは新型コロナウイルス・ワクチン接種証明書を提示しなければなりません。
- 2 ワクチン接種証明書は、キルギス政府が認める国・地域・国際機関において発行されたものが対象となります。(※2)
- 3 以上の要件は、12 歳以下のお子様には適用されません。

※1 不測の事態もしくはフライト時間等の理由により、PCR検査結果の有効期間(72時間)を超過した場合、外国籍及び無国籍の方は、到着した空港でPCR検査を受けなければなりません。

※2 キルギス政府(外務省)は令和3年12月22日付けで日本国が発行する2次元コード付きのワクチン接種証明書を、キルギス国内に入国する際の有効なワクチン接種証明書として取り扱うことを決定しています。2次元コードが付されていないワクチン接種証明書は、有効な証明書として扱われませんので、御注意ください。

参考1:対象国・地域・国際機関の一覧は、下記URLを参照ください。

<https://www.kg.emb-japan.go.jp/ambassador/O4122022.pdf>

参考2:2次元コード付きワクチン接種証明書の申請を希望される方は、下記URLを参照してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_certificate.html

【問い合わせ先】

在キルギス日本国大使館

所在地: ビシュケク市タシケント通り 35/1 番地

35/1, Tashkent Str., Bishkek, 720014, Kyrgyz Republic

電話番号: (0312) 375515 / 375516 FAX: 375518

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>